

函館市衛生検査所精度管理専門委員設置要綱

第 1 設置

医療における衛生検査の重要性を考慮し，市内の衛生検査所の精度管理（検査の精度を適正に保つことをいう。以下同じ。）の向上を図るため，函館市衛生検査所精度管理専門委員（以下「精度管理専門委員」という。）を置き，その員数は10人以内とする。

第 2 職務

精度管理専門委員の職務は，次のとおりとする。

- (1) 衛生検査所の精度管理に関する事項，その他市長が必要と認める事項について調査し，市長に意見を具申すること。
- (2) 衛生検査所の立入検査に同行し，精度管理面の指導監督を行うこと。

第 3 選任

精度管理専門委員は，次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 医師で組織する団体が推薦する医師
- (2) 臨床検査技師および衛生検査技師で組織する団体が推薦する臨床検査技師および衛生検査技師
- (3) 医科大学において衛生検査に関し専門的職務に従事する者
- (4) その衛生検査の精度管理に関し相当の学識経験を有する者

第 4 任期

精度管理専門委員の任期は，2年とする。ただし，再任を妨げな

い。

第5 精度管理専門委員会

市長は、精度管理専門委員を召集し、精度管理専門委員会を開催し、次の事項に関し意見を求めることができる。

- (1) 立入検査を行うべき衛生検査所の選考および衛生検査所に対する精度管理面の重点指導項目に関する事項
- (2) 衛生検査所に対する精度管理面の改善指示に関する事項
- (3) その他衛生検査所における精度管理の向上に関する事項

2 精度管理専門委員会は、精度管理専門委員の互選により選出された委員長が主宰する。

第6 庶務

精度管理専門委員に関する庶務は、市立函館保健所地域保健課において処理する。

第7 雑則

この要綱に定めるもののほか、精度管理専門委員に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成10年11月17日から施行する。

平成20年 4月 1日一部改正

平成24年 4月 1日一部改正